

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針

1 設置目的の理解と管理運営に関する考え方

当社は、当施設の指定管理者として応募するにあたり、茨木市（以下、貴市）が当施設に期待すること、そして市民が当施設に期待することを十分に理解しています。現在の水準を超える高いレベルで維持管理・運営することで、貴市及び市民への貢献を果たすべく、事業計画を立案し、実行します。

当施設の設置目的は「市民の健康増進に寄与し、レクリエーションの場を提供すること」ですが、合わせて、貴市の第5次総合計画（施策3-2）やスポーツ推進計画（改訂版）における「生涯スポーツの推進」、それらを支える指導員やスタッフ（職員）の「人材育成」、及び施設環境の充実（不具合等現状の改善）も重要な課題であると理解します。

また、「市民のだれもが楽しみながら、いつでも・どこでも・いつまでも多様な生涯スポーツ活動を推進する」環境を整え、市民の週1回のスポーツ実施率50%（基本目標の成果指標）などの達成に寄与するとともに、今回の公募における各要求水準を遵守し、安全・安心を最優先した管理運営を行います。さらに、具体的な課題や目標の設定・手法の選択においては、以下の資料などを参考にし、より一層、貴市と市民に貢献する維持管理・運営を実施します。

- ・当施設の公の施設評価シート《指定管理用》
- ・スポーツ推進計画（改訂版案）に対して提出された意見及び市の考え方について
- ・西河原公園における民間活力導入検討に向けたサウンディング型市場調査【結果概要】【市民アンケート】

2 管理運営の方針と目標

当社は、貴市の重要なスポーツ拠点である当施設を、市民にとって「だれにでも敷居が低い、だれでも使いやすい」施設として提供します。安全な施設・設備（ハードの提供）、継続して利用しやすい営業時間や利用料金（自主事業含むソフトの提供）、親しみやすい接客や解りやすく楽しい指導（ヒューマンサービスの提供）を通じて、市民の健康増進に貢献します。そして、指定管理期間の5年間で、これまで当施設を利用していなかった方にも「する・みる・ささえる」といった繋がりを促進し、継続的な施設利用を推進します。これらにより、中条市民プール3万人、五十鈴市民プール3万5千人、西河原市民プール13万3千人のコロナ禍以降最高の年間利用者数の更新を達成し、なお一層の利用者数増を目指します。

以下の運営方針に基づいて維持管理・運営を徹底し、利用者数の目標達成に向けて、貴市および利用団体や地域団体などとも連携します。

【基本方針】

- ① すべての人に平等で公正な運営を行います（地方自治法 第244条遵守）
- ② 当施設の条例を遵守し、貴市の要求水準書に基づき維持管理・運営を行います
- ③ 施設設備管理上の関連法令等を遵守し、安全管理を最優先した運営を行います
- ④ 安全・安心・親切・清潔・快適な施設・設備の維持管理運営を行います
- ⑤ 利用者の利便性向上のため、ITCなどの新たな先進技術の導入を積極的に図ります
（キャッシュレス券売機の導入・西河原市民プールに安全監視カメラの新設・アソビュー（予約サイト）導入 など当社負担にて実施）
- ⑥ 2024パリオリンピック金メダリスト（当社所属選手）の招致イベントを実施します
- ⑦ 現行の地域連携を引継いだ上、周辺施設や団体との連携を更に積極的に強化します
- ⑧ 営業時間、休館日等も現行を引継ぎ、利用者の利便性を損ないません
- ⑨ 貴市・スポーツ団体等と連携し、指導員やボランティア等のマンパワーの育成を推進します

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1－2】管理運営を行う意欲

1 指定管理者に応募する動機

当社は、平成26年までの8年間西河原市民プール、令和元年までの12年間中条・五十鈴市民プールの指定管理者を務めてきました。現在の施設を拝見し、これまで当社が培ってきた経験や社会の技術革新などと照らし合わせ、当時は気づかなかった多くの新たな発見がありました。

今回の応募にあたっては、**現状を継承しつつ、全体的にブラッシュアップ**を図るとともに、当社が**他施設で成功を収めた事例を積極的に導入**することで、利用者の利便性やニーズに応え、より一層レベルアップした維持管理・運営ができると確信しています。

特に西河原市民プールの夏季レジャープールは、近隣他施設の閉鎖もあり、今や「北摂地域唯一のレジャープール」と言っても過言ではなく、近隣市をはじめ兵庫県や京都府からの利用者もあります。また、関西の他のレジャープールと比較しても、当施設は**面積当たりの来場人数が圧倒的に多く**、利用者に安全かつ安心してご利用いただくための新たな提案をしています。

当社は貴市の「忍頂寺スポーツ公園」の指定管理者を受託し、以前からの課題であった「レストラン部門の改善」に取り組み、利用者満足度を向上させて**利用者数の大幅な増加を実現**しました。さらに、2012年度から連続して貴市の「介護予防普及啓発事業」（長寿介護課）を受託し、2024年度には「南市民体育館スポーツ教室事業」も受託しています。これらの事業で得た経験も活かし、連携事業を提案することで、**より広範な市民の健康増進に寄与できる**と考えています。

2 施設の効果を最大限に発揮させる意欲

① 施設の効果を最大限に発揮

公のスポーツ施設の中でも、他の施設に比べて**「個人で利用しやすい」プールの特徴**を活かし、だれでも・いつでも気軽に健康づくりができる**「スポーツ拠点」**として、プールの効能を広く市民に伝えます。泳ぐ、歩く、教室に参加するなどの健康づくりを推進するため、プールで体験会や教室、個人指導のプログラムを設け、利用者が目標を達成できるようサポートします。

さらに、**定期的に体力測定会や簡易健康診断（血圧、体組成など）を実施**し、普段施設に来られない方々にも、イベントを通じて健康や体力づくりに関する啓発活動を積極的に行います。

② 安全第一の管理・運営の徹底

当施設の管理・運営を行うにあたり、指定管理者として行政代行の意識を強くもち、「ケガや事故」などの発生防止に努めます。特に運営職員の研修に注力し、受付員による利用者への声掛け活動や、プール監視員の監視研修、さらに「いざ」という時に備えた**「AED操作研修」や「CPR研修」を日常的に徹底**して行います。

また、西河原市民プールの夏季屋外プールエリアには、**新たに監視カメラを設置（当社負担）**し、監視コントロール室として**監視員室にモニター画面を集約**させた管理を行います。これにより、監視員への情報と指示の伝達が迅速かつ的確に行われ、チームとしての対応能力を飛躍的に向上させた体制を構築します。



監視員室（モニター画面集約）
※当社グループ管理施設

③ 3 プール共通のサービス等

3 施設共通の「ポイントシステム」を導入することで、居住地による「通いやすいプール」の提供だけでなく、複数の施設利用を促進し、市民の選択肢の拡大と地域交流の促進を図ります。

当社が指定管理者を受託していた際に実施していた**「どの施設でも1回利用ごとに1ポイント付与し、蓄積10ポイントでどの施設でも1回無料利用できるポイントシステム」**を復活させます。

また、**大人料金の蓄積5ポイント（5回分）で、子ども1回無料**とし、父母や家族とお子様とのファミリー利用を促進します。さらにポイント発行は工夫を凝らし、利用が**比較的低調になる冬期や、イベント日に「ポイント2倍デー」**などを設定し、閑散期やイベントの集客にも注力します。

2. 管理運営を行う能力

【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績

1 本施設の類似施設と民間スポーツ施設の管理運営実績

当社は、1990年の創業以来、スポーツクラブ事業・運営受託事業を主要事業に位置付けており、現在は、大阪府高槻市、神奈川県川崎市、神奈川県横浜市（3事業所）、埼玉県和光市、千葉県松戸市の7箇所にて直営スポーツクラブを運営しています。

また、**茨木市立市民体育館で6年間、中条・五十鈴市民プールで12年間、西河原市民プールで8年間の指定管理者としての維持管理・運営実績**があります。

以下の表に、現在管理運営中の指定管理者・運営受託の施設について記載します。

【指定管理者】			
類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数
横須賀市健康増進センター すこやかかん	トレーニングジム、25mプール、フィットネススタジオ、リラクゼーションルーム等	神奈川県横須賀市	24年
木更津市健康増進センター いきいき館	25mプール、幼児プール、トレーニングルーム、スタジオ等	千葉県木更津市	17年
茨木市忍頂寺スポーツ公園	多目的グラウンド、テニスコート6面、宿泊棟、レストラン等	大阪府茨木市	12年
相模原ギオンアリーナ (総合体育館)	トレーニング室、大体育室、中体育室、小体育室、柔道場、剣道場、弓道場等	神奈川県相模原市	11年
朝霞市健康増進センター わくわくどーむ	25mプール、流れるプール、幼児プール、リハビリプール、大浴場、トレーニングルーム、スタジオ、レストラン等	埼玉県朝霞市	10年
岬町健康ふれあいセンター ピアッツァ5	25mプール、ジム、スタジオ、公衆浴場、多目的室等	大阪府泉南郡岬町	10年
大阪市立浪速スポーツセンター 浪速屋内プール	第1&第2体育場、多目的室、25mプール、アイススケート場、ジム、スタジオ、有料駐車場等	大阪府大阪市	8年
大阪市立此花スポーツセンター	第1&第2体育場、多目的室等	大阪府大阪市	5年
大阪市立都島屋内プール	25mプール、ジム、スタジオ、会議室等	大阪府大阪市	5年
大阪市立中央屋内プール	25mプール、ジム、スタジオ、会議室等	大阪府大阪市	5年
兵庫県立文化体育館 神戸常盤アリーナ	25mプール、体育館、多目的室等	兵庫県神戸市	3年
尼崎スポーツの森	国体プール(50m&25m)、ジム、スタジオ、レジャープール、アイススケート場、フットサルコート等	兵庫県尼崎市	1年
大阪市立東住吉スポーツセンター	第1&第2体育場、多目的室等	大阪府大阪市	初年
大阪市立西屋内プール	25mプール、ジム、スタジオ、会議室等	大阪府大阪市	初年
大阪市立阿倍野屋内プール	25mプール、ジム、スタジオ、会議室等	大阪府大阪市	初年
大阪市立旭スポーツセンター	第1&第2体育場、多目的室等	大阪府大阪市	初年
大阪市立都島スポーツセンター	第1&第2体育場、多目的室等	大阪府大阪市	初年
大阪市立福島スポーツセンター	体育場等	大阪府大阪市	初年
【運営受託】			
類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数
アカデミアスポーツクラブ アクアかずさ	25mプール、リラクゼーションプール、アクアビクスプール、トレーニングルーム、スタジオ、サウナ等	千葉県木更津市	28年

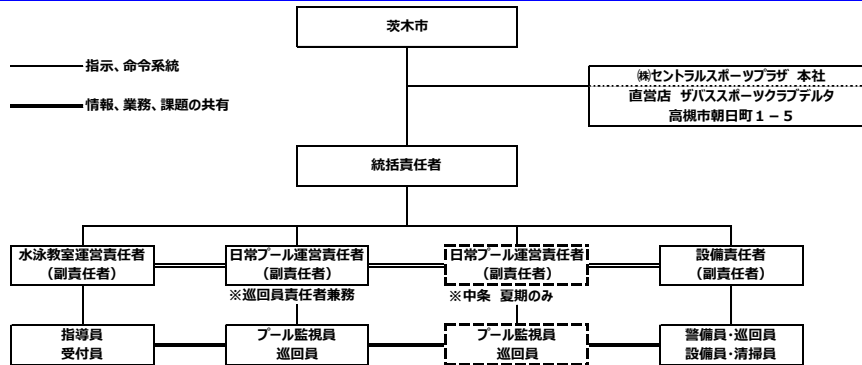
3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働福祉の考え方				
従業員の雇用及び労働福祉の考え方		どちらかに○をつけてください		
(1) 現行職員のうち、意欲があるものについては、継続雇用をする考えはありますか。		はい	○	いいえ
(2) 就職困難者（障害者、一人親家庭の父母、高齢者、失業者等）の雇用について以下のとおり回答してください。				
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください		
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。		はい	○	いいえ
イー1【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者の雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。		はい		いいえ ○
イー2【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。（パートタイム等の短時間労働も可とする）				
1 市内在住者及び就職困難者の雇用に対する具体的な考え方				
① 現行職員の雇用についての考え方				
当施設では、現行職員の継続雇用を基本としつつ、新たに採用する職員については、市内在住者を優先的に雇用します。市内在住の職員は、自身が暮らす地域の施設に対してより強い愛着心を持ちやすく、職務への意欲や責任感が高まります。また、地域コミュニティとのつながりを活かして地域の最新情報を施設内で共有できるほか、施設の情報を地域に向けて効果的に発信することができます。さらに緊急時にも迅速に駆けつけることができ、対応の遅れを最小限に抑えられます。				
② 就職困難者（障害者、一人親家庭の父母、高齢者、失業者等）について				
当社では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障害者の雇用促進と社会参加への支援を行っています。団体やハローワークを通じて積極的に求人を行い、一人親家庭の父母や高齢者の雇用も推進しています。また、労働環境やサポート体制の整備を継続的にを行い、長期就労が可能となるハード面およびソフト面の改善に取り組んでいます。 ※現在、当社は障害者の法定雇用率を達成していません（2名不足）。しかし、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター（採用実績有）等を通じて積極的に求人活動を行い、令和7年度中に2名の採用を計画しています。これにより、法定雇用率を達成します。				
③ 「市内在住者」及び「障がい者を除く就職困難者」の雇用、労働福祉について				
指定管理者としての役割のひとつである「地域社会の活性化」に寄与するため、市内在住者及び在学者の雇用率を80%以上とする目標を掲げ、市内での雇用を積極的に推進します。 高齢者の雇用については、シルバー人材センターを活用し、さらに社員は60歳定年後も嘱託員として65歳まで長年培ってきた技術や知識を活かして勤務が可能です。契約社員やアルバイトなどの臨時職員については定年制がないため、本人の希望に応じて勤務を継続していただきます。 また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」などの法令を遵守するとともに、最低賃金法および労働基準法に基づき、家庭や健康状況に合わせて働きたい人が「働きやすい職場づくり」を徹底します。これらの施策による対応で、他の指定管理施設でも80～90%の職員が当該施設市内在住在学者であり、当施設でも同様に管理運営を行います。				
2023年9月から2024年8月までの雇用実績 施設名：忍頂寺スポーツ公園、ザバススポーツクラブ高槻 他				
茨木市内在住者	42名	うち市内在住高齢者	12名	主な雇用職種 受付、監視員、指導員、設備員
うち市内在住障害者	1名	うち市内在住一人親家庭の父母	1名	
(3) 労働福祉の考え方 別添「労働福祉の考え方チェックシート参照」				

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-2】人員配置

1 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格等



職種	雇用形態	①担当業務 ②勤務形態 ③保有資格	中条	五十鈴	西河原
統括業務・運営担当 (1~2P:雇用者数4名程度) 監視員 (3P~10P:雇用者数10名/夏期60名程度)					
総括責任者	常勤・正社員	①全体統括、個人情報管理、危機管理統括 等 ②40時間/週 ③健康運動指導士、救助員、防火管理者	体育館 兼務	●	●
日常プール運営責任者 (副責任者)	常勤・正社員	①運営、教室事業担当 ②40時間/週 ③救助員、 障害者スポーツ指導員	● 夏期のみ	●	●
プール監視員・巡回員	非常勤・パート	①場内及び水中監視・衛生管理 ②20時間/週 ③救助員または救命講習終了者	●	●	●
水泳教室運営責任者 (副責任者)	常勤・正社員	①運営、教室事業担当 等 ②40時間/週 ③C級スポーツ・ 障害者スポーツ指導員	-	●	●
教室指導員	非常勤・パート	①運営、教室事業担当 等 ②20時間/週 ③救命講習終了者、 障害者スポーツ指導員	-	●	●
受付業務 (2~3P:雇用者数5名程度/夏期6名程度)					
事務受付職員	非常勤・パート	①受付案内、予約調整 等 ②20時間/週 ③救命講習終了者	●	●	●
維持管理業務 (1P:雇用者数3名程度)					
設備責任者 (副責任者)	常勤・正社員	①設備運転統括、日常点検 等 ②40時間/週 ③第3種電気工事士、二級ボイラー技士	● (兼任)	● (兼任)	● (兼任)
清掃業務 (2~3P:雇用者数8名程度)					
清掃員	非常勤・パート	①施設清掃、衛生・安全管理 ②15~20時間/週 ③救命講習終了者	●	●	●
夏期警備業務・駐車場整理員 (4P:雇用者数6名程度)					
警備員・巡回員	非常勤・パート	①警備業務、交通誘導業務等 ②15~20時間/週 ③警備研修、救命講習終了者	体育館 兼務	●	●

2 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について

要求水準を満たす体制を遵守すると共に、プール施設は夏季に利用者が増加するほか、曜日・時間、自主事業教室の状況により利用者数（入場者数）が変動します。この**変動に応じて受付職員やプール監視員を増員して対応**します。また、臨時職員が**複数業務を兼務するマルチジョブ化を推進**し、柔軟な対応を行います。当社グループ会社のバックアップも含め、施設の管理運営水準の維持・向上に取り組む体制を整え、利用者満足度の向上に努めます。

指定管理者に選定された場合、令和7年2月の引継ぎ期間から、**当施設での勤務経験がある社員を配属**し、スムーズな管理運営に向けた準備を進めます。当社直営の高槻事業所（西河原市民プールと直線約2.4km）には11名の社員と100名以上の臨時職員が在籍しており、大阪府内の指定管理施設も12施設運営しているため、その中から当施設に適任の職員を選抜して配属します。

臨時職員については、**現行職員との個人面談を実施し、基本的に継続雇用**します。不足が生じる場合は、当社の採用HPや求人サイト、ハローワークに求人情報を掲出し、当施設に貢献できる人材を採用します。また、障害者や就職困難者への職場提供を念頭に雇用を推進し、あらゆる人々が個性を生かして活躍できる、活力ある地域社会づくりを目指します。また、運営時の急な要員不足に対しても、前述の高槻事業所はじめ多くの施設から応援勤務を受入れる体制を整えます。

※尚、西河原の屋外プールには**新設カメラシステム(8台)で安全監視のレベルアップ**を施します。

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-3】人材育成の考え方

1 専門的な知識とスキルを習得するための研修計画と資格取得支援

当施設の施設・設備を最大限に活用し、利用者の満足度を向上させるためには、そこで働く『職員の運営力』がもっとも重要だと考えています。当社グループ本社では、教育研修（接遇・個人情報など）は人事部が、専門研修（安全・指導など）はアカデミー部が担当し、施設管理運営のためのマニュアル整備・更新、研修計画、育成達成度の管理（施設長のサポート）などを行い、管理運営力の強化に努めています。更に指定管理施設では、施設長が当施設独自のマニュアルを作成し、職員研修の精度を高めるとともに、随時更新することで、維持管理運営力の向上と利用者満足度の向上を追求する当社の基本姿勢を浸透させています。

研修名	研修内容	回数	対象者
新任研修 (オリエンテーション)	職員としての基礎、公の施設と指定管理者の責務等	1回	入社・採用職員
個人情報保護研修等	個人情報保護体制（プライバシーマーク）・情報公開等	1回/年	全職員
コンプライアンス研修 (法令遵守)	法令、関連条例、規則等の確認、コンプライアンス教育の徹底	1回/年	全職員
接遇研修	接遇教育、苦情・要望対応の心構え、注意点	3回/年	全職員
インクルージョン研修	障害者対応、人権、多様性の理解 貴市の「共に生きるまちづくり条例」等	3回/年	全職員
安全研修 (救命講習)	応急処置法、心肺蘇生法（CPR）、自動体外式除細動器（AED）	1回/月	全職員
	心肺蘇生法（CPR）技能	出社時	出勤者
危機管理対応研修	緊急時対応（防災・防犯）、避難誘導訓練	2回/年	全職員
教室指導研修	安全管理、指導カリキュラムの留意点、効果的な部分練習等	3回/年	指導員

① 安全を第一に考えた研修・訓練

安全研修については、マニュアル等を用いた研修だけでなく、出社時に毎回 CPR の訓練を実施し、緊急時に躊躇なく対応できる体制を構築します。また、全職員が消防署の救急法講習を修了し、常勤者全員が日本赤十字社の救急法救助員資格を取得します。

② 質の高いサービスを提供するための人材育成

職員全員に対して、対面研修、e ラーニングによる動画研修、OJT（実務研修）を組み合わせた効果的かつ効率的な研修を推進しています。例えば、e ラーニングの動画コンテンツでは、身だしなみや表情などを学び、対面での就業前挨拶練習で実践し、その後実務に移行します。対面研修、e ラーニング、OJT にはそれぞれの長所や短所があり、それらを補い合いながら、各研修内容に合わせて実施しています。また、グループ会社の研修にも参加し、管理職向けの研修や特定のスキルに特化した研修等に加え、知識と経験を共有する機会も設けています。

③ 職員のモチベーション向上の取組

職員のキャリアアップを支援するため、外部セミナーの受講や資格の取得を推奨するとともに、年2回の人事評価及び年1回のES（従事者満足度）調査を実施し、職員の運営への積極的な参加とモチベーションの維持に努めています。

また、臨時職員にも積極的に社外資格取得を推奨し、実績に応じて昇給に反映するシステムとしています。社外団体が認証する資格は、施設管理や安全管理から指導者の資格等、多岐にわたり、これらの資格の取得・更新を支援しています。

資格名	人数	資格名	人数
健康運動指導士	25人	衛生管理者（第二種）	25人
健康運動実践指導者	6人	スポーツ施設管理士	6人
プール衛生管理者	12人	日赤水上安全法	12人
プール施設管理士	5人	日赤救助法	6人
防火管理者	36人	食品衛生責任者	10人
防災士	2人	初級バラスポーツ指導員	20人
トレーニング指導士	12人	中級バラスポーツ指導員	1人

社内有効資格者（臨時職員含む）人数表

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

1 施設の維持管理及び清掃や衛生管理について具体的な取組内容

関係法令や仕様書に基づき、現状における問題点を抽出し、改善することによって、利用者の安全確保を第一に、常に快適で誰もが安心して利用できる施設環境を提供します。

① 施設設備の点検方法・頻度、器具備品の管理方法について

「日常点検（毎日）」「定期点検（月1回等）」「法定点検（年1回等）」を実施し、メーカー推奨の適切な部品・部材の交換及び更新を行うことで、予防保全型の維持管理を徹底します。日常点検は**施設責任者と総括責任者のダブルチェック**を行い予見に注力し、施設の長寿命化を図ります。

また、**施設設備の老朽化が進んでいる現状を踏まえ**、この解決のため、**十分な修繕費予算を確保(収支計画参照)**し施設の修繕計画を策定して、迅速に**現状の改善修繕業務（不具合放置等）を実施**します。

器具備品の管理は、全備品を年1回以上（消耗度を考慮して）点検すると共に破損、老朽したものは安全性に鑑み、早期に修繕・更新します。

② 建物劣化診断の実施 Point:要求水準以上の提案

建物の老朽化を考慮し、健全性の確認、安全性の向上、長寿命化を図るため、**一級建築士などの有資格者による建物劣化診断調査を毎年実施**します。診断の結果、異常や不具合が確認された箇所については、緊急度に応じてランク付けした「**建物診断カルテ**」を作成し、必要に応じた修繕を提案します。この診断結果をデータベース化することで、施設のカルテとして維持管理業務に活用し、安全で安心な建物管理を実現します。

③ 施設の清掃作業・衛生管理について

清掃業務は、毎日実施する「日常清掃」と、定期的実施する「定期清掃」に区別し、適切に実施します。「日常清掃」では、利用者が頻繁に利用するトイレ、更衣室、各通路などを重点的に清掃します。「定期清掃」では、建物内の通路の洗浄や設備関連の清掃・点検を、専門的な技術を持つ委託業者によって実施します。また、特別清掃として窓ガラスや網戸の清掃等も行います。

食堂の衛生管理は、第三者による衛生チェックを定期的に行い、万全を期します。日常的に館内の消毒や衛生管理を適切に実施し、プール水を含む利用者環境の良好な管理を徹底します。

現状、不具合放置の例



使用できない採暖室



水底の黒ずみ



プールサイド材
不具合の放置

2 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について

① 第三者への委託内容

設備責任者（清掃含む）は、大阪市内に支店があり十分なバックアップ体制を構築している(株)大林ファシリティーズに委託し、当社と共に貴市の施設の保全に務めます。また法定点検は法令や条例に基づき専門会社等に委託し、利用者の安全と安心を確保します。エレベーター、空調機、ポンプ、濾過機等のメーカーにより仕様が異なり独自性の高い機器については、メーカー及びその子会社等と契約を結び、適切な機器の管理と運営を行います。

【業者の選考方法】

- ・実績や内容の専門性・特殊性、委託価格など、仕様書に応じた提案と見積りを比較検討します
- ・事業の安定性や豊富な経験、事業規模も選定の基準とします
- ・必要な資格者を有しトラブル発生時に連絡体制が万全で、業務を遂行できる業者を選定します
- ・比較検討時に同等の評価の場合、茨木市内の施設設備管理業務事業者を選択します

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-5】緊急時対策・安全管理

1 誰もが迅速に対応できる体制整備による安全・安心を最優先した管理運営

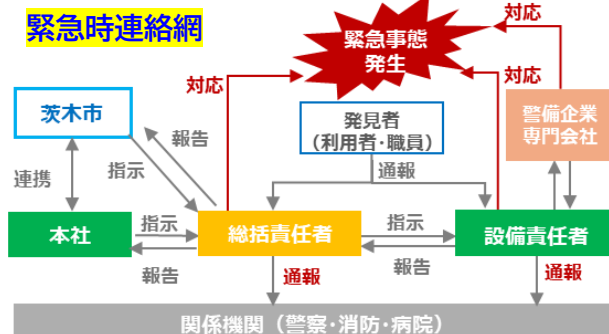
① 総括責任者（施設長）を中心とした利用者・市民の安全第一の対応

事故や急病、大規模災害等の発生時には、傷病者・被害者の救護を最優先し、同時に情報の共有、連絡・報告、2次災害予防を行います。

総括責任者（施設長）が指揮を執り、全職員が連携し対応できる体制を整えます。総括責任者は、貴市担当課並びに当社本社、関係機関への連絡を行います。重大な事故・災害に対しては、貴市と連携して、迅速に対応します。

災害に備え**茨木市地域防災計画**・災害情報伝送システム（茨木消防メール）等を活用した体制を

構築するとともに、急を要する対応が発生した場合には、貴市の指導の下、避難者を保護するなど市民の生命を守る安全第一の対応を行います。



② 安全・安心を確保する予防策

緊急時対応の基本マニュアルを当施設に合わせカスタマイズした『**安全管理マニュアル**』を作成し、職員全員に教育して現場体制を確立します。教育・研修では、その理解度・到達点をチェックする段階的な小テストを実施し、全体のレベルアップを図ります。また、毎日全員が業務に就く前に CPR 実技訓練や A E D 機の作動訓練（全事業所で実施）をし、緊急事故時の対応力向上を推進します。

④ 具体的な安全管理の取組

西河原プールの夏季屋外施設の安全管理について、夏季利用者の多さに対応し監視員を十分に配置する事に追加して、右図のように**8台の監視カメラ（5台は※PTZ）を新設**し、屋外監視員室でモニタをチェックし随時監視員へ指示を出して安全管理を行います。利用者同士のトラブルや防犯にも圧倒的な効果が出るシステムです。（**設置導入費用 300 万円は当社が負担**します。）



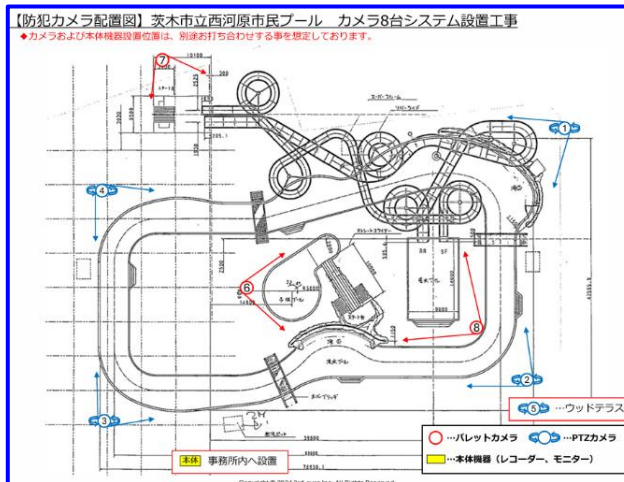
当社管理施設「尼崎スポーツの森」の写真

※PTZカメラ
遠隔でレンズを上下左右に動かし、ズームすることが可能で、人の動きより早く広範囲をカバーする事ができるカメラ

③ 緊急時に備えた取組み

実際の災害を想定して**年2回（6月、10月）に防災（防火・防犯含む）訓練を実施**し、緊急時に対応出来るよう備えます。各種災害等を想定した訓練を通じて、有事の際に当施設関係者が連携し、迅速で的確な対応を行います。災害発生時に備え「おおさか防災ネット」を適宜閲覧し、災害及び緊急時の情報を迅速に把握します。また、利用者への安全啓発事業として「着衣水泳」体験イベント等も行います。

西河原屋外プール新設(追加)監視カメラ



※別添資料「安全管理マニュアル」「災害対策マニュアル」「緊急連絡網」

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-6】環境への配慮に関する考え方

① 環境配慮についての方針

当社は、当施設の運営にあたり貴市の茨木市環境基本条例・茨木市環境基本計画に沿って、環境負荷低減のさまざまな取組みを行い、「い・バ・ラ・き の環境～心がけから行動へみんなで創る環境にやさしいまち」の実現に貢献します。環境対策の基本は無駄のない運営を目指すことであり、省エネルギーの推進、節水、節電、ゴミゼロなどを利用者とともに実行していくことが重要と考えます。また、資源の無駄遣い防止のための5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）を積極的に推進します。目標値：廃棄物毎年5%減を継続

② 具体的な取組

- ・省エネルギーへの取組（電力デマンド制御の推進、シャワー室などに節水バルブの装着）前年比98%を継続
- ・環境を意識した物品等の購入（エコマーク認定商品を選択、DX化やペーパーレスの推進）
- ・職員を対象とした環境に関する研修と取組（定期的なエコセミナーの実施：年2回実施）
- ・利用者への啓発活動（マイボトル持参、ゴミの分別と持ち帰りの協力、アイドリングストップなど）

【3-7】個人情報の保護及び情報公開

1 個人情報保護及び情報公開に関する取組

① プライバシーマークに基づく個人情報管理体制

大手企業での個人情報流出が問題となる中、当社は会員制スポーツクラブを運営する立場から早期に個人情報保護の重要性を認識し、平成21年にプライバシーマークを取得しました（認定NO.10840384(08)）。その後も7回の更新審査に合格し、適切な保護体制を維持しています。公共施設の指定管理者としての責任を自覚し、個人情報保護法や「茨木市個人情報保護条例」に基づく体系的なPMS（個人情報保護管理システム）を構築します。2年ごとに外部機関による更新審査を受け、継続的な適切な管理を実施しています。

② 当施設独自の方針・既定の策定と研修の徹底

全職員に個人情報保護の重要性を周知するため、臨時職員を含む全ての職員に教育を実施し、階層別の研修も行っています。また、施設の特性を踏まえ、独自の「個人情報保護方針」と「個人情報管理規定」を策定し、職員全員に「個人情報研修」を行い、規定遵守を徹底しています。さらに、社内規定違反に対する罰則や損害賠償を含む契約書を全職員と締結し、個人情報保護に対する強固な体制を構築しています。

情報公開についても、茨木市情報公開条例に基づき、市民の知る権利を保障し、情報検索や請求が容易な環境を整備します。ユニバーサルサービスに配慮し、個人情報保護を徹底しながら積極的に情報公開を推進します。

【個人情報保護研修の内容】

- ・セルフチェック：個人情報保護に対する理解度についてのテストを定期的実施
- ・重要性及び利点の認識：基本的な知識・取扱時の留意点・事故対応・問合せ対応等についての実技研修を実施
- ・個々の役割及び責任の確認：施設での実務状況を踏まえながら個々の役割及び責任範囲確認
- ・ルール違反時に予想される結果の再認識：研修を通して学んだ個人情報保護に関する知識を基に、事故リスクの考えられる各シーンの対応についての理解度を確認し研修の効果測定を実施

※別添資料「個人情報管理基本規程」「リスク対策一覧表」「個人情報開示マニュアル」

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方

1 人権配慮に対する考え方

当社は「基本的人権の尊重」が日本国憲法で保障された根源的な「人の権利」であり、この徹底のため職員への教育、研修、周知、確認を行っています。しかしながら、一般社会では「権利」を侵害するような事案が後を絶たず、トラブルの発生が続いていることも事実として捉えています。

故に当社はまず、社内の指針として「**倫理規定**」を定め、社員・職員への研修を徹底して継続して行っています。昨今では人権尊重の観点から「ハラスメント」が問題視される事が増加していますが、当社の基本方針「人権を尊重し豊かな人権文化を創造する」の推進のため、あらゆる差別を許さない企業体質の確立をめざし、事業活動を通じて人権啓発の推進に努めています。社員一人ひとりが、人権意識に根ざした事業活動を行っていくために、自ら人権について考え、人権意識・人権感覚を高めることが大切であると全職員を対象に人権啓発研修を継続的に実施し、合理的配慮を実践できるように育成しています。(利用者に対しては地方自治法第244条2項・3項など遵守)

人権研修等での職員への周知徹底

一般社会のみならず、学校や各種団体、施設など「人が複数寄れば」人権尊重に対する何らかのトラブルが発生する可能性がある、との見地に立って研修を行っています。人権に関するトラブルやクレームなどは無い事を前提にした管理運営が出来ると良いのですが、人が複数集まると意図せぬ事案として「勘違い」や「聞き違い」、「推測」や「思い込み」などから人権尊重に関するトラブルに発展する事案を多数対処してきました。

当社は、このような事実を目を背ける事無く、人権研修では「社内外のトラブル事案」から学ぶ機会をより多く設定し、多数の事案から学び、そして常に「自身の言動から人権尊重に対するトラブル発生」の可能性がある、との認識を深める事を目的に人材の育成をしています。

※別添資料「倫理規定」「ハラスメント防止規定」

4. サービス向上の考え方と方策

【4-1】休場、開場時間

(1) 予定している休場・開場時間を記載して下さい。 【参考】〇〇条例 開場日：月・水～日 開場時間：9:00～17:00	開場日	五十鈴 月・水～日(第1・3火曜日) 中 条 月・火・木～日(7/1～9/10) 西河原 月・水～日
	開場時間	五十鈴 9:45(夏季9:00)～20:30 中 条 9:00～19:00 西河原 9:45(夏季9:00)～20:30

1 休場、開場時間の設定の考え方

① 現行の休場日・開場時間を継承継続

現行の休場、開場時間は条例を考慮した上で、利用者の利用しやすさに寄り添った設定になっていると考えます。利用者にとって「**現行の開場日、開場時間がわかりやすく**」、無用な混乱を防ぎ、継続利用が期待できると考えますので、現行の営業時間を継続します。

夏季の営業についても現行を引継ぎ、週に1回の休場日を設定して、施設設備のメンテナンスや点検、修理を実施し、利用者にご迷惑やご不便をお掛けしないよう、維持管理・運営を行います。

また、年末年始(12/28～1/4)は休場とし、大型修繕等の対応を行います。

② 一部制限時間の撤廃

現行では西河原市民プールの「ウォータースライダー」の運転開始時間が「**日ごとに変動**」していますが、当社ではすべての日で開場15分後の**9:15から運転を開始**します。これにより、案内の統一を図ると共に、一人でも多くの方に人気アトラクションを楽しんでいただけるようにします。

4. サービス向上の考え方と方策

【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

1 アンケート・その他ニーズを把握する取組について

① 利用者等の要望の把握

当社は、利用者の要望を把握した上で、そのニーズを反映した「利便性を向上させるサービス」「付加価値性の高いサービス」「有益な情報を提供するサービス」を提供する事により、利用者の満足度を高め、人々が気軽に集い、かつ何度でも安心して利用できる施設になると考えています。

よって市民、利用者、来館者などから、より多くの声を聴いて管理運営に反映します。

項目	対象者	時期	回数
館内に「ご意見箱」を設置	利用者・来場者	通年	随時
第三者機関によるアンケート調査	利用者・来場者	10月	年1回
ホームページから市民・利用者の声を届けていただくオンラインアンケート	一般	通年	随時
無作為インタビュー方式	利用者・来場者	5月・9月	年2回
イベント・レッスン等でのアンケート実施	参加者・観覧者	通年	開催時に実施

② 集められた意見・要望の反映

市民や利用者のニーズを把握する方法

施設で提供するサービス・事業については、貴市や市民（地域住民・利用者等）の要望に応じていく事が重要であり、「利用者の生の声を聞くこと」「そのニーズ・ウォンツを蓄積・共有」しながら、市との調整を図り「即応性のある対応」を行うことが大切だと考えています。いただいた意見・要望は現場で解決できることはすぐ実施し、その結果を施設内の掲示板に掲出します。すぐの実行が難しいことは、効果が認められ実現性の高いものから準備次第、実行するようにします。

また、寄せられた手段別に速やかな回覧ルートで内容の重要性に応じて記録・保管し、情報を全職員で共有化します。匿名で寄せられたもの以外は、電話や手紙・メール等で直接ご本人に連絡するなどきめ細かい対応を行います。

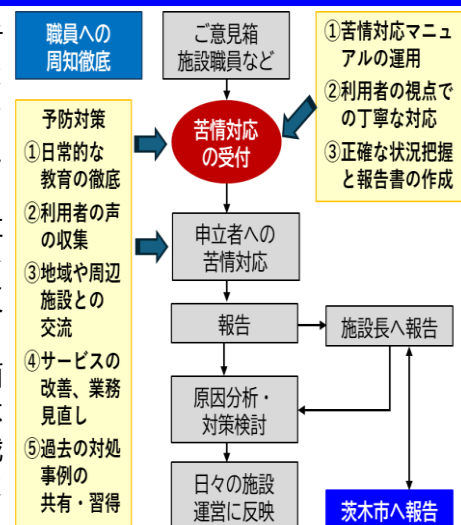
③ 情報の共有化

利用者ニーズの把握・実現の活動を、利用者満足度の向上活動の一環ととらえ、その満足度を向上させるため、組織的な対応でサービスの向上に活かします。職員間で行う「管理運営ミーティング」で収集した情報を周知・反映し、管理運営方法の検討や見直しを行うことで利用者のサービス向上に取り組めます。寄せられた貴重なご意見・要望は職員内にて情報共有するとともに、行政との月例会議でも報告し、ご意見・助言などをいただきます。

2 クレーム（苦情）対応についての考え方

トラブルの対応には日頃からの準備が欠かせません。利用者の要望や苦情をアンケート等で把握し、トラブルが起きないように事前に防止策を講じます。多数の施設管理の経験から、トラブルのレベルに関係なく常に迅速に対応することが重要と考えます。トラブル発生後の「誠意ある対応」は、「初期対応」の迅速さと共に、解決へのスピードが速くなると考えます。当社では「苦情対応マニュアル」を作成し、迅速かつ誠実な対応をするとともに、利用者の要望・苦情を常にこのマニュアルに反映できるよう定期的に改定・情報共有を図ります。

また、本社「カスタマーサポートセンター」には全国251箇所のグループ施設からのご意見・要望が集約され、その情報は各施設にフィードバックされています。苦情対策についての戦略立案も行っており、現実的な「策」として現場に落とし込まれています。



※別添資料「クレーム（苦情）対応マニュアル」「アンケートマニュアル」「度の過ぎたクレームへの対応マニュアル」

4. サービス向上の考え方と方策

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

(承認制利用料金を採用している場合)

(1) 予定している利用料金の額について、別紙に記載してください。

※別添資料「利用料金」

1 利用料金の設定に関する考え方

利用料金や受付方法の変更は、利用者の混乱を招く恐れがあり、サービスの向上にはつながらないと考えます。また、これまで条例に基づいた料金を支払ってきた現利用者に対して、新規利用者との間で不満やクレームが生じる可能性があり、不公平感につながると考えます。

さらに、現時点で既存利用者から強いご意見や不満の声も確認されていないため、公平性の観点からも、当社は現行の施設利用料金を維持することを提案します。その上で、サービスの向上と高付加価値化を通じて利用者の増加を促進したいと考えています。また、近隣の民間プールとは利用形態が異なるため、現行の料金設定が民間施設を圧迫するものではないと理解しています。

2 利用者人数 目標値

指標	年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中条市民プール		27,500人	28,500人	29,000人	29,500人	30,000人
五十鈴市民プール		33,000人	33,500人	34,000人	34,500人	35,000人
西河原市民プール		124,000人	126,000人	129,000人	131,000人	133,000人

3 利用促進のための教室・イベント実施と広報活動

① ポスティングチラシ、リーフレット等の作成・配布 など紙媒体全般での広告宣伝

チラシやリーフレットには、一般利用案内のほか、教室（講座）やイベントの案内も含め、多彩な事業を紹介します。サービス内容や利用方法を写真やイラストを交えて、読みやすく、理解しやすく伝え、雰囲気の伝わる内容に仕上げます。作成した広報物は、市関連施設や駅などでの設置を依頼し、近隣の当社施設や親会社のスポーツクラブにも設置します。さらに、定期的に業者（広範囲配布）や職員（足元商圈配布）によるポスティング配布も行います。また、周辺地域の自治会にも協力を依頼し、回覧板に同封していただきます。さらに、学校や各スポーツ団体へのアプローチとして、他市で実績のある学校前でのチラシ配布なども検討します。

【広告掲載媒体例】地域誌（リビング・シティライフ・ぱど）、新聞（朝日・毎日・産経・読売）

② ホームページを活用した広報

当社の直近実績では、**新規利用者の多くがホームページを経由している**と捉えています。そのため、ホームページ閲覧者も「お客様」としてご利用いただけるように工夫をしています。ホームページは、その即時性と同報性を活かし、一般利用の情報だけでなく、**教室やイベントの募集状況**、年間スケジュール、イベント報告、施設ニュースなど、地域の皆様に知っていただきたい情報をリアルタイムで発信していきます。また、スマートフォンやタブレット端末からの閲覧がパソコンを上回っている現状を踏まえ、**モバイル端末での閲覧を最適化したサイト作りとPR方法**を取り入れます。（西河原については、アソビュー！を導入）

また、貴市や当社近隣施設、貴市のお他施設などとリンクを張り、関連する情報を相互に紹介する展開を行います。幅広い検索に対応するために「**リスティング広告**」を活用し、利用促進を図ると共に、システムとして体験やモニター制度を実施し、参加者のアンケートから運営だけでなく**広報に対するご意見やご要望**を集め、広報内容の見直しや修正に反映させます。



事前チケット購入「アソビュー！」開場時行列を1/6に低減
(西河原同等利用人数の当社運営施設実績)利用者半数が利用

4. サービス向上の考え方と方策

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

③ SNSを活用した広報活動

SNSは若年層を中心に短期間でスマートフォン利用者に浸透しましたが、当社のお客様や利用者のほとんどが「SNS」を利用しています。学生はもちろん、社会人や主婦では使用していない方は稀であり、高齢者についても「ご家族との連絡」「ご友人との連携」「趣味の繋がり」などで広く活用されています。そこで当社では、多くの方がすでに利用しているLINE（ライン）を活用し、「LINE@」（ラインアット）アカウントを通じて利用者などへの広報を行います。施設やホームページで当社のLINEアカウントに登録していただくことで、施設からの案内（イベント・教室・各種申込・急な休場・西河原においては満員 情報など）を一斉に送信します。特に、イベント受付開始の情報や台風時の休場情報などは、利用者から大変喜ばれています。

4 利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費節減等効率化の方策

① オリンピアン（金メダリスト）招致イベント

当社グループ所属の体操および競泳選手が今年のパリオリンピック & パラリンピックに参加しました。特に男子体操では、団体に金メダルを獲得するなど大きな活躍を見せました。この選手たちが貴市で子どもたちと交流することで、スポーツの機運を醸成し、市民サービスの向上に貢献できると考えます。

ぜひこの機会をご提案させていただきたいと思います。

※模範演技や指導、講演などを各プール、体育館、おにクルなどで実施することが可能



② サービス向上施策各種

【安全管理の徹底】

目隠しネット設置



西河原の屋外プールの公園との境界フェンスに目隠しネット設置（現行は何もありません）

プールサイドテント増設



屋外プールの「日陰エリア」が少な過ぎるため、熱中症対策で当社購入にて新設

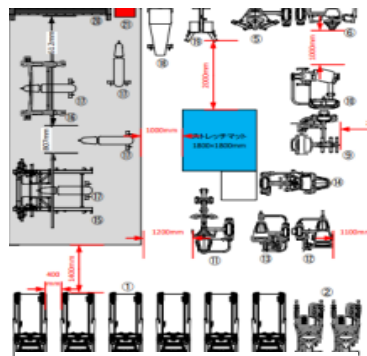
【利用者サービスの向上】

キャッシュレス券売機の導入



利用者の利便性や運営効率を向上

西河原トレーニング機器の更新



24時間ジム活況の中、最新人気マシンに更新

③ 経費削減等効率化の方策

- ・職員は常勤・非常勤の区別なくマルチタスクで業務を担当し、総人件費の縮減を図ります。
- ・受付員についても、希望者には指導員としての研修を行い、育成します。
- ・費用割合の高い「電気料金」は、30分ごとの使用量チェックを行い「デマンド管理」を徹底します。
- ・備品や消耗品の購入は、当社グループ251の事業所による「集中購買」を活用し費用縮減を図ります。
- ・予防保全を徹底するため、施設長と設備責任者らによる日常点検を徹底し、修繕費や改修費のコストを縮減します。
- ・修繕費は現行の予算に対し十分な金額を確保し、維持管理の強化に努めます。故障の放置はしません。
- ・プール水の逆洗については、水質（透明度、結合塩素など）を毎日2時間ごと（夏季は1時間ごと）に検査し、適切なタイミングで実施することで水道水の消費を抑制します。

4. サービス向上の考え方と方策

【4-4】各指定管理事業の具体的な方策について

1 各指定管理事業について

① 施設・設備のコンディション管理を徹底（まず現状に対処し、良好な状態を維持します）

当施設では老朽化による「多額の修繕費や機器の更新費」が課題ですが、利用が「**利用できない状態**」で**放置される**事のないよう、以下の具体的な手法で対応します。

まず、「**修繕費**」を十分に予算化し、発生する修繕箇所を迅速に特定・対応します。修繕計画は事前に計画を立て、業者と協力して短期間での実施を目指します。利用者が「**使えない**」状況を**最小限かつ最短**に抑え、「**修繕見込日**」を明記するなど、**利用者視点の管理を徹底**します。修繕費予算を機動的かつ計画的に使用しますが、未使用の予算が発生した場合、**次年度に繰越し追加して必ず予算を使用**します。工事内容は貴市と十分協議を行い、貴市の意向に沿って柔軟に調整します。他市でもこの手法を導入し、施設の長寿命化を図り、手遅れの故障や破損を未然に防いでおり、行政から高い評価を受けています。さらに、**プール施設 200 以上の管理経験**を活かし、**修繕の正確性**や**予算の縮減**でも貴市に貢献する事ができます。

② 全世代の多くの方が気軽に参加できる事業を展開

当施設の管理運営を通じて、**あらゆる市民の健康増進に寄与し、レクリエーションやスポーツをし易い場にする**ことの目的達成のため、以下の手法で管理運営を行います。

- 1) 現指定管理者が行っている自主事業や地域連携（レッツ地域連携サポート事業含）等すべての事業を継承し、当社独自の事業も追加することで市民の満足度を向上させます。
- 2) 世代、体力、障がいの有無などにかかわらず、どなたでも利用しやすいバリアフリーな施設運営を行い、個々の体力やニーズに合わせて参加できる教室やイベントを実施します。**障がい者スポーツ指導員も各施設に配置**します。
- 3) プール、体育館、その他の公共施設を活用し、市民に「**健康増進の取り組み方**」を紹介・提案する「**茨木市の施設・プログラムの手引き**」（仮称）を作成し、関係各所と協議の上、健康サポートを行います。これには当社が長年関わっている貴市の高齢者介護予防運動教室の運営経験も活かされます。
- 4) イベント時や毎週日曜日に、指導員とマンツーマンによる「**健康・運動相談会**」を予約制で実施します。現状のヒアリングから、個々に合わせた運動の始め方のアドバイスを行い、**プールやジム、そして自宅でする「運動の仕方」を紹介して健康増進をサポート**します。
- 5) 西河原プールの周辺の**公園全体を利用した**「ウォーキング同好会」「ランニング同好会」や正面玄関前での「ラジオ体操」など、春や秋の運動を始め易い時期を選んで市民に身体を動かす機会を提供します。

③ 効果的かつ効率的に事業目的を達成

当施設の維持管理運営を通じて設置目的の達成を目指し、民間企業として長年培った経験を当事業に全力で投入します。利用者満足度向上に努め、利用者増加と売上向上を図ります。また、ムダを徹底的に排除し、効果的かつ効率的な運営を実現します。具体的には以下の視点で管理します。

- ・施設の美化を徹底し「**汚い**」等の**クレームゼロ**の維持管理を目指す
- ・**HP、広告、SNS等を活用して施設情報をこまめに発信**し、新規利用者の誘致を強化
- ・自主事業教室では「体験会」「短期教室」「紹介制度」を強化し、運動を始める機会を拡大
- ・地域の方が気軽に参加できるイベントを多数行い、施設の存在や中身を積極的に広報
- ・五十鈴プールで**選手コースを再開し、ジュニアオリンピック選手の育成**を目指す
- ・**職員のマルチタスク化**を進め、総人件費の低減に努め、指定管理料の縮減を図る
- ・当社の広範な業者ネットワークを活かし、物品購入・工事依頼を効率的に行う
- ・各業務の**デジタル化（キャッシュレス券売機、アソビュー等）を推進**し、人件費を縮減
- ・エネルギー消費を常に見直し、電気・ガス・水道使用についてムダの排除を徹底
- ・「**安全、安心、快適**」を運営指針とし、事故や・ケガの防止を徹底

4. サービス向上の考え方と方策

【4-5】自主事業の実施計画

自主事業を実施するにあたり、現指定管理者が実施している教室全般においては、利便性を高め、すべて実施します。

1	事業名	茨木市民DAY・屋外プール開きDAY	参加費	無料及び割引等
	実施時期	夏期間・通年期間	実施年度	毎年度
	対象者	全茨木市民	対象人数	入場制限あり
	目的と概要	市民サービス、施設認知度向上・利用促進を図るために様々なサービスDAYを設定します。 ・市民DAY：茨木市民限定的利用DAYやサービスを設定して施設認知を高め市民の利用促進をします。 割引DAY・温水期の無料開放DAYを実施 ・屋外プール開始のタイミングで、市民サービスの一貫として無料開放の実施をおこないます。 【全プール】		
2	事業名	各種教室の実施	参加費	下記概要参照
	実施時期	通年又は10月～6月の9ヶ月：1ヶ月単位	実施年度	毎年度
	対象者	茨木市民優先：生後6ヶ月～高齢者	対象人数	18～150名
	目的と概要	※利用者の利便性を考え、3ヶ月1期制から月会費制に変更及び口座振替対応 【プール】ベビー：6ヶ月から3歳未満/幼児、学童：3歳から中学生（月4回 5,600円）成人：16歳以上/高齢者：65歳以上/アクアビクス：16歳以上（月4回 5,000～9,500円）、ウォーキング：16歳以上（月4回 5,200円）選手（月16～24回 8,900～10,400円）【フィットネスルーム・他ルーム】ダンス：3歳～中学生（月4回 5,200円）ヨガ、簡単エアロ、シェイプアップ：16歳以上/健康体操：65歳以上（月4回 4,300～5,600円） 多彩な教室を開催して、市民の利用促進を図ると共に健康維持・増進に寄与します。 【五十鈴・西河原プール】		
3	事業名	無料教室の実施	参加費	無料 ※要入場料
	実施時期	通年温水期6回程度/週	実施年度	毎年度
	対象者	入場者	対象人数	
	目的と概要	・プールや施設内ルームの空き時間を利用し、無料教室を実施。プールでは、毎回テーマを変えた泳法指導教室や水中ウォーキング教室を実施。トレーニング室では、ストレッチや陸上でのウォーキング教室を実施。プール愛好者・運動愛好者を増やし、施設の利用の促進と、地域の健康増進の一躍を担います。 ・グループ企業独自のプログラムを施設ごとにニーズ合わせて実施。※別紙：各プログラム案参照 【五十鈴・西河原プール】		
4	事業名	物品・催事販売/自動販売機設置/喫茶食堂営業 【各プールにより内容は変動】	参加費	
	実施時期	通年及不定期, 7/1-9/10	実施年度	毎年度
	対象者	入場者	対象人数	
	目的と概要	・プール用品等を中心に販売します。利用時の忘れ物に対応するものを取り揃え、利便性の向上をはかります。 夏期間は、レジャー要素のある浮き輪やビーチボール、手頃な軽食（パンやお菓子）も販売します。 通常の物品販売及び催事販売では安価なプール用品や地元特産品の販売会を開催します。 ・施設内に飲料やアイスクリーム、冷凍レトルト食品の自動販売機を設置し、利用者の利便性向上をはかります。 ・夏期プールの厨房設置施設では喫茶食堂の営業をします。利用者の利便性を高めます。		
5	事業名	各種イベントや催しを開催	参加費	0～1,000円程度
	実施時期	2ヶ月に1回程度（年間6回程度）	実施年度	毎年
	対象者	入場者	対象人数	50～100名程度
	目的と概要	・各施設のロビーや空いたスペースを利用して季節ごとの室内イベント（塗り絵・ハンコ作り・七夕など）やプールを利用者して無料イベントや水中運動会を開催。市民の交流の場を創出します。 ・水の事故から、命を守る手段（着衣水泳）を体感する体験会を小学生対象に実施。施設内での開催や茨木市内の小学校へスタッフを派遣しての体験できる機会を設定して水難事故防止に寄与します。 【全プール又は共同開催】		
6	事業名	競技水泳の実施	参加費	下記概要参照
	実施時期	通年	実施年度	毎年度
	対象者	茨木市民優先：3歳以上	対象人数	最大50名
	目的と概要	※利用者の利便性を考え、3ヶ月1期制から月会費制に変更及び口座振替対応 ジュニアオリンピック等の全国大会を目指した選手の育成・強化をします。 育成（月16回 8,200円） 正選手（月24回 9,600円） 【五十鈴プール】		
7	事業名	共通ポイントサービス/時間帯割引	参加費	利用料
	実施時期	通年	実施年度	毎年
	対象者	入場者	対象人数	
	目的と概要	・プリペイドカード式回数券（市民プール共通）を引き継ぐと共に、ご利用毎にポイントを付与するポイントサービスを全施設共通で導入します。10ポイントごとに“施設利用1回無料”の特典をつけ、利用促進及びサービスの向上をはかります。 【中条・五十鈴・西河原プール】 ・夏期プールなどにおける、利用者サービス及び混雑緩和策として期間、曜日、時間などによる半額料金設定のサービスを設定します。 【西河原プール】		

※西河原の飲食コーナーは夏季、現行通り飲食物の提供を行い、夏以外は自動販売機で対応します。